

# 予算の要領の公表

宮崎県



## 令和6年度宮崎県一般会計予算

令和6年度宮崎県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 659,782,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県	税	千円 107,240,000
	1 県 民 税	32,792,870
	2 事 業 税	24,700,926
	3 地 方 消 費 税	22,364,277
	4 不 動 産 取 得 税	2,141,939
	5 県 た ば こ 税	1,367,615
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	391,035
	8 自 動 車 税	14,292,830
	9 鋳 区 税	7,544
	12 軽 油 引 取 税	8,844,500
	13 狩 猟 税	19,249
	14 産 業 廃 棄 物 税	317,215

款	項	金額
2 地方消費税清算金		千円 54,236,475
	1 地方消費税清算金	54,236,475
3 地方譲与税		21,137,000
	2 地方揮発油譲与税	1,956,000
	3 石油ガス譲与税	57,000
	4 航空機燃料譲与税	72,000
	6 自動車重量譲与税	147,000
	7 森林環境譲与税	236,000
	8 特別法人事業譲与税	18,669,000
	4 地方特例交付金	2,569,000
	1 地方特例交付金	2,569,000
5 地方交付税		191,779,000
	1 地方交付税	191,779,000
6 交通安全対策特別交付金		313,000

款	項	金 額
	1 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金	千円 313,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,575,798
	1 分 担 金	100,900
	2 負 担 金	2,474,898
8 使 用 料 及 び 手 数 料		9,408,497
	1 使 用 料	6,743,443
	2 手 数 料	206,939
	3 証 紙 収 入	2,458,115
9 国 庫 支 出 金		98,757,608
	1 国 庫 負 担 金	40,806,664
	2 国 庫 補 助 金	56,704,653
	3 委 託 金	1,246,291
10 財 産 収 入		1,232,401
	1 財 産 運 用 収 入	673,157

款	項	金額
	2 財 産 売 払 収 入	千円 559,244
11 寄 附 金		495,510
	1 寄 附 金	495,510
12 繰 入 金		51,613,304
	1 特 別 会 計 繰 入 金	804,597
	2 基 金 繰 入 金	50,808,707
14 諸 収 入		50,961,407
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料 等	68,735
	2 県 預 金 利 子	808
	3 貸 付 金 元 利 収 入	43,327,241
	4 受 託 事 業 収 入	958,936
	5 収 益 事 業 収 入	2,801,341
	7 雑 入	3,804,346
15 県 債		67,463,000

款	項	金 額
	1 県 債	千円 67,463,000
歳 入 合 計		659,782,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,187,878
	1 議 会 費	1,187,878
2 総 務 費		55,411,339
	1 総 務 管 理 費	14,301,006
	2 企 画 費	31,238,489
	3 徴 税 費	5,532,069
	4 市 町 村 振 興 費	1,304,737
	5 選 挙 費	40,494
	6 防 災 費	2,280,942
	7 統 計 調 査 費	368,887
	8 人 事 委 員 会 費	152,809
	9 監 査 委 員 費	191,906

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 101,081,668
	1 社 会 福 祉 費	66,681,669
	2 児 童 福 祉 費	30,198,817
	3 生 活 保 護 費	3,821,596
	4 災 害 救 助 費	379,586
4 衛 生 費		29,200,441
	1 公 衆 衛 生 費	4,688,419
	2 環 境 衛 生 費	3,445,461
	3 保 健 所 費	1,724,496
	4 医 薬 費	19,342,065
5 勞 働 費		1,800,806
	1 勞 政 費	408,916
	2 職 業 訓 練 費	1,285,601
	4 勞 働 委 員 会 費	106,289

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		千円 54,086,060
	1 農 業 費	14,207,602
	2 畜 産 業 費	8,854,789
	3 農 地 費	11,520,412
	4 林 業 費	14,809,051
	5 水 産 業 費	4,694,206
7 商 工 業 費		46,996,690
	1 商 業 費	42,333,054
	2 工 鉱 業 費	2,387,268
3 観 光 費	2,276,368	
8 土 木 費		72,175,194
	1 土 木 管 理 費	4,113,675
	2 道 路 橋 梁 費	39,678,949
	3 河 川 海 岸 費	16,902,265

款	項	金 額
	4 港 灣 費	千円 4,238,052
	5 都 市 計 画 費	5,077,576
	6 住 宅 費	2,164,677
9 警 察 費		29,958,082
	1 警 察 管 理 費	26,395,894
	2 警 察 活 動 費	3,562,188
10 教 育 費		124,703,510
	1 教 育 総 務 費	28,295,734
	2 小 学 校 費	34,311,017
	3 中 学 校 費	22,831,647
	4 高 等 学 校 費	21,129,937
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,381,440
	6 社 会 教 育 費	2,850,029
	7 保 健 体 育 費	4,721,215

款	項	金額
	8 大 学 費	千円 1,182,491
11 災 害 復 旧 費		17,632,062
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	7,326,167
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	10,120,495
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	92,700
	4 県 有 施 設 災 害 復 旧 費	92,700
12 公 債 費		72,755,692
	1 公 債 費	72,755,692
13 諸 支 出 金		52,692,578
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	22,117,851
	3 利 子 割 交 付 金	22,223
	4 配 当 割 交 付 金	455,411
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	493,525
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	27,213,341

款	項	金 額
	7 ゴルフ場利用税交付金	千円 273,725
	8 自動車取得税交付金	100
	11 環境性能割交付金	351,663
	12 法人事業税交付金	1,764,739
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		659,782,000

第2表 債務負担行為		
追 加		
事 項	期 間	限 度 額
		千円
(国スポ・障スポ準備課)		
県有スポーツ施設整備事業 (テニスコート改修工事)	令和 6年度から令和 7年度まで	30,000
県有スポーツ施設整備事業 (体育館備品)	令和 6年度から令和 7年度まで	196,977
県有スポーツ施設整備事業 (テニスコート管理棟等)	令和 6年度から令和 7年度まで	437,237
(財 政 課)		
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	令和 6年度から令和16年度まで	令和 6 年度の共同発行市場公募地方債 (グリーンボンド) に係る債務負担総額 1,350億円から、本県負担額40億円を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額
(財産総合管理課)		
環境配慮型県庁立体駐車場整備事業	令和 6年度から令和 7年度まで	1,044,679
(税 務 課)		
自動車税種別割納税通知書等印字・封入封緘委託料	令和 6年度から令和 7年度まで	17,516
県税クラウドシステム構築事業	令和 6年度から令和13年度まで	1,684,125

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
(消防保安課)		千円
地域衛星通信ネットワークシステム整備事業	令和 6年度から令和 7年度まで	504,000
ヘリコプターテレビ受信設備整備事業	令和 6年度から令和 7年度まで	194,040
(森林経営課)		
令和 6 年度に日本政策金融公庫が宮崎県林業公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和 6年度から令和26年度まで	借入額 146,699 利 率 年 2.5%以内 償還期限到来後10ヶ月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において弁済していない元利金合計額並びに遅延損害金に相当する額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
森林環境保全整備事業	令和 6年度から令和 7年度まで	73,500
(商工政策課)		
令和 6 年度設備貸与機関損失補償	令和 6年度から令和13年度まで	125,000
令和 6 年度中小企業融資制度損失補償	令和 6年度から令和22年度まで	100,000
(雇用労働政策課)		
令和 6 年度離職者等再就職訓練事業	令和 6年度から令和 8年度まで	65,844

事 項	期 間	限 度 額
(農業普及技術課)		千円
令和6年度農業近代化資金利子補給	令和6年度から令和27年度まで	728,708
令和6年度災害資金、経済変動・伝染病等対策資金利子補給	令和6年度から令和12年度まで	5,938
令和6年度農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和6年度から令和22年度まで	24,707
(畜産振興課)		
令和6年度に金融機関が公益社団法人宮崎県農業振興公社に公共畜産環境総合整備事業資金及び公共畜産基盤再編総合整備事業資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和6年度から令和8年度まで	借入額 373,000 利 率 年 3.5%以内 最終償還期限に弁済していない元利金及び遅延損害金に相当する額
令和6年度畜産特別資金融通事業利子補給	令和6年度から令和31年度まで	23,105
令和6年度家畜疾病経営維持資金融通事業利子補給	令和6年度から令和13年度まで	14,102
(農村整備課)		
県営経営体育成基盤整備事業(塩屋原地区)	令和6年度から令和7年度まで	60,000
県営畑地帯総合整備事業(後川内1期地区)	令和6年度から令和7年度まで	30,000
県営農業用河川工作物応急対策事業(大島地区)	令和6年度から令和7年度まで	150,000
県営農業用河川工作物応急対策事業(栗野名地区)	令和6年度から令和7年度まで	120,000

事 項	期 間	限 度 額
県営湛水防除事業（大湊地区）	令和 6年度から令和 9年度まで	千円 1,100,000
県営ため池等整備事業（桜ヶ丘地区）	令和 6年度から令和 7年度まで	36,000
県営ため池等整備事業（七迫地区）	令和 6年度から令和 7年度まで	36,000
(担い手農地対策課)		
令和 6 年度に公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人宮崎県農業振興公社に担い手支援資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和 6年度から令和27年度まで	借入額 240,000 利 率 無利子 最終償還期限に弁済していない元金及び 遅延損害金に相当する額
(水産政策課)		
令和 6 年度漁業近代化資金利子補給	令和 6年度から令和27年度まで	115,396
令和 6 年度漁業経営維持安定資金利子補給	令和 6年度から令和22年度まで	9,454
令和 6 年度漁海況変動等対策資金利子補給	令和 6年度から令和 7年度まで	1,500
(道路建設課)		
公共道路新設改良事業 国道 447号地域連携道路事業（真幸トンネル）	令和 6年度から令和10年度まで	7,000,000
公共道路新設改良事業 一般県道学園木花台本郷北方線地域連携道路事業（（仮称）山下橋下部工）	令和 6年度から令和 7年度まで	250,000

事 項	期 間	限 度 額
公共道路新設改良事業 国道 388号社会資本整備総合交付金事業（矢立工区）	令和 6年度から令和 7年度まで	千円 120,000
公共道路新設改良事業 主要地方道高鍋高岡線社会資本整備総合交付金事業（新富スマートインターチェンジ（仮称））	令和 6年度から令和 8年度まで	350,000
公共道路新設改良事業 国道 503号社会資本整備総合交付金事業（鶴野工区）	令和 6年度から令和 7年度まで	150,000
公共道路新設改良事業 主要地方道竹田五ヶ瀬線社会資本整備総合交付金事業（（仮称）波帰之瀬橋下部工）	令和 6年度から令和 7年度まで	170,000
公共道路新設改良事業 国道 265号防災・安全交付金事業（（仮称）十根川2号トンネル）	令和 6年度から令和 8年度まで	1,800,000
公共道路新設改良事業 国道 265号防災・安全交付金事業（（仮称）十根川1号橋下部工）	令和 6年度から令和 7年度まで	70,000
公共道路新設改良事業 国道 265号防災・安全交付金事業（十根川工区）	令和 6年度から令和 7年度まで	100,000
公共道路新設改良事業 一般県道上椎葉湯前線防災・安全交付金事業（六弥太工区）  （道路保全課）	令和 6年度から令和 7年度まで	100,000
沿道修景美化推進対策事業	令和 6年度から令和 7年度まで	685,700
公共道路維持事業 国道 448号防災・安全交付金事業（蔵元橋側道橋）	令和 6年度から令和 7年度まで	300,000

事 項	期 間	限 度 額
県単道路維持事業  (河 川 課)	令和 6年度から令和 7年度まで	千円 700,000
ダム施設整備事業 渡川ダム ダムメンテナンス事業 (放流ゲート設備更新工事)	令和 6年度から令和 8年度まで	200,000
ダム施設整備事業 松尾ダム ダムメンテナンス事業 (放流ゲート設備更新工事)	令和 6年度から令和 9年度まで	600,000
ダム施設整備事業 松尾ダム ダムメンテナンス事業 (予備発電設備更新工事)	令和 6年度から令和 7年度まで	100,000
ダム施設整備事業 立花ダム ダムメンテナンス事業 (係船設備更新工事)	令和 6年度から令和 7年度まで	90,000
ダム施設整備事業 岩瀬ダム ダムメンテナンス事業 (放流ゲート設備更新工事)	令和 6年度から令和 8年度まで	200,000
公共河川事業 耳川大規模特定河川事業 ( (仮称) 福瀬大橋橋脚 (P2) 工事 )	令和 6年度から令和 8年度まで	300,000
公共河川事業 山田川大規模特定河川事業 (寺橋仮橋保守点検等業務)	令和 6年度から令和 8年度まで	30,000
公共河川事業 山田川大規模特定河川事業 (寺橋橋梁上下部工事)	令和 6年度から令和 7年度まで	300,000
(都市計画課)		
公共都市公園事業 ひなたサンマリスタジアム宮崎非常用発電設備改修事業	令和 6年度から令和 7年度まで	102,000

事 項	期 間	限 度 額
(警察本部) 警察用航空機備品のリプレイス事業	令和 6年度から令和12年度まで	千円 688,545

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災行政無線整備事業	千円 97,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
庁舎公舎等整備事業	5,442,500			
社会福祉施設整備事業	41,100			
山地治山事業	1,229,200			
林道事業	669,700			
県立高等技術専門校整備事業	15,000			
農地防災事業	514,000			
土地改良事業	1,974,900			
漁港事業	773,400			
河川事業	5,347,100			
砂防事業	2,236,800			
港湾事業	1,282,600			
道路橋梁事業	11,480,800			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高速自動車国道 建設	2,669,400 <sup>千円</sup>		%	
臨時県道整備事業	2,825,100			
地域づくり関連 道路整備事業	13,700			
公営住宅建設事業	438,200			
海岸保全河川事業	154,600			
海岸保全港湾事業	217,400			
海岸保全耕地事業	4,900			
海岸保全漁港事業	54,500			
街路事業	685,600			
公園事業	2,004,200			
空港整備対策事業	374,000			
自然災害防止事業	350,400			
臨時河川等整備事業	144,300			
高等学校整備事業	1,926,700			
特別支援学校整備事業	157,300			

一般会計

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業	千円 617,600		%	
交通安全施設整備事業	379,300			
警察施設整備事業	615,900			
緊急防災基盤整備事業	777,700			
災害復旧事業	4,089,200			
退職手当債	3,000,000			
臨時財政対策債	1,361,000			
県有体育施設整備事業	13,477,300			
家畜保健衛生所整備事業	20,600			
計	67,463,000			

### 令和6年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算

令和6年度宮崎県の開発事業特別資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,033千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 26
	1 財 産 運 用 収 入	26
12 繰 入 金		20,007
	1 特 別 会 計 繰 入 金	17,510
	2 基 金 繰 入 金	2,497
歳 入 合 計		20,033
歳 出		
款	項	金 額
2 総 務 費		千円 20,033
	2 企 画 費	20,033
歳 出 合 計		20,033

### 令和6年度宮崎県公債管理特別会計予算

令和6年度宮崎県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,389,034千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 72,336,994
	3 一 般 会 計 繰 入 金	72,336,994
15 県 債		2,052,040
	1 県 債	2,052,040
歳 入 合 計		74,389,034

歳 出

款	項	金 額
2 総 務 費		千円 4,559,900
	1 総 務 管 理 費	4,559,900
12 公 債 費		69,829,134
	1 公 債 費	69,829,134
歳 出 合 計		74,389,034

### 令和6年度宮崎県国民健康保険特別会計予算

令和6年度宮崎県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 111,259,421千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
7 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 31,462,383
	2 負 担 金	31,462,383
9 国 庫 支 出 金		33,229,819
	1 国 庫 負 担 金	21,918,786
	2 国 庫 補 助 金	11,311,033
10 財 産 収 入		4,573
	1 財 産 運 用 収 入	4,573
12 繰 入 金		8,194,816
	2 基 金 繰 入 金	1,161,218
	3 一 般 会 計 繰 入 金	7,033,598
14 諸 収 入		38,367,830
	7 雑 入	38,367,830

款	項	金 額
歳 入 合 計		千円 111,259,421
歳 出		
款	項	金 額
3 民 生 費		千円 111,259,421
	1 社 会 福 祉 費	111,259,421
歳 出 合 計		111,259,421

### 令和6年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和6年度宮崎県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 286,649千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 1,100
	3 一 般 会 計 繰 入 金	1,100
13 繰 越 金		183,634
	1 繰 越 金	183,634
14 諸 収 入		101,915
	3 貸 付 金 元 利 収 入	82,269
	7 雑 入	19,646
歳 入 合 計		286,649
歳 出		
款	項	金 額
3 民 生 費		千円 233,535
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	233,535

款	項	金 額
12 公 債 費		千円 53,114
	1 公 債 費	53,114
歲 出 合 計		286,649

### 令和6年度宮崎県山林基本財産特別会計予算

令和6年度宮崎県の山林基本財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140,976千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000千円と定める。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 100
	1 使用料	100
10 財産収入		64,356
	1 財産運用収入	1,530
	2 財産売却収入	62,826
12 繰入金		75,000
	3 一般会計繰入金	75,000
14 諸収入		1,520
	2 県預金利子	10
	7 雑収入	1,510
歳 入 合 計		140,976

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 產 業 費		千円 60,539
	4 林 業 費	60,539
12 公 債 費		80,437
	1 公 債 費	80,437
歲 出 合 計		140,976

### 令和6年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算

令和6年度宮崎県の拡大造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 199,936千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 184,553
	2 財 産 売 払 収 入	184,553
14 諸 収 入		15,383
	2 県 預 金 利 子	100
	7 雑 入	15,283
歳 入 合 計		199,936

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 158,689
	4 林 業 費	158,689
12 公 債 費		41,247
	1 公 債 費	41,247

款	項	金 額
歳 出 合 計		千円 199,936

拡大造林事業

### 令和6年度宮崎県林業改善資金特別会計予算

令和6年度宮崎県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 914,533千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
13 繰 越 金		千円 875,646
	1 繰 越 金	875,646
14 諸 収 入		38,887
	2 県 預 金 利 子	5
	3 貸 付 金 元 利 収 入	38,510
	7 雑 入	372
歳 入 合 計		914,533

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 914,533
	4 林 業 費	914,533
歳 出 合 計		914,533

### 令和6年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和6年度宮崎県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 285,895千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
13 繰 越 金		千円 158,977
	1 繰 越 金	158,977
14 諸 収 入		126,918
	3 貸 付 金 元 利 収 入	126,618
	7 雑 入	300
歳 入 合 計		285,895

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 246,741
	1 商 業 費	246,741
12 公 債 費		39,154
	1 公 債 費	39,154

款	項	金 額
歲 出 合 計		千円 285,895

小規模企業者等設備導入資金

### 令和6年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算

令和6年度宮崎県のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,368千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 868
	3 一 般 会 計 繰 入 金	868
13 繰 越 金		1,300
	1 繰 越 金	1,300
15 県 債		50,200
	1 県 債	50,200
歳 入 合 計		52,368

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 52,368
	3 観 光 費	52,368
歳 出 合 計		52,368

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎公舎等整備事業	千円 50,200	<p>証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）の方法による。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）%	<p>起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。</p> <p>ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。</p>
計	50,200			

### 令和6年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算

令和6年度宮崎県の県営国民宿舎特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,095千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
7 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 10,000
	2 負 担 金	10,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		198
	1 使 用 料	198
10 財 産 収 入		2,008
	1 財 産 運 用 収 入	2,008
12 繰 入 金		81,989
	3 一 般 会 計 繰 入 金	81,989
13 繰 越 金		600
	1 繰 越 金	600
15 県 債		4,300
	1 県 債	4,300

款	項	金額
歳入合計		千円 99,095
歳出		
款	項	金額
7 商工費		千円 99,095
	3 観光費	99,095
歳出合計		99,095

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎公舎等整備事業	千円 4,300	<p>証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）の方法による。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）%	<p>起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。</p> <p>ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。</p>
計	4,300			

### 令和6年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和6年度宮崎県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 235,903千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 679
	3 一 般 会 計 繰 入 金	679
13 繰 越 金		210,045
	1 繰 越 金	210,045
14 諸 収 入		25,179
	2 県 預 金 利 子	10
	3 貸 付 金 元 利 収 入	25,169
歳 入 合 計		235,903

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 235,903
	5 水 産 業 費	235,903

款	項	金 額
歲 出 合 計		千円 235,903

沿岸漁業改善資金

### 令和6年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算

令和6年度宮崎県の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ845,976千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 30,000
	2 財 産 売 払 収 入	30,000
12 繰 入 金		815,976
	3 一 般 会 計 繰 入 金	815,976
歳 入 合 計		845,976

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 845,976
	1 土 木 管 理 費	845,976
歳 出 合 計		845,976

### 令和6年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算

令和6年度宮崎県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,407,087千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 495,496
	1 使用料	495,496
12 繰入金		221,591
	3 一般会計繰入金	221,591
15 県債		690,000
	1 県債	690,000
歳 入 合 計		1,407,087
歳 出		
款	項	金 額
8 土木費		千円 1,183,496
	4 港湾費	1,183,496
12 公債費		221,591

款	項	金 額
	1 公 債 費	千円 221,591
14 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		1,407,087

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
細島港整備事業	千円 385,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
宮崎港整備事業	305,000			
計	690,000			

### 令和6年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

令和6年度宮崎県の県立学校実習事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 231,079千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
10 財 産 収 入		千円 207,109
	2 財 産 売 払 収 入	207,109
13 繰 越 金		23,969
	1 繰 越 金	23,969
14 諸 収 入		1
	7 雑 入	1
歳 入 合 計		231,079

歳 出

款	項	金額
10 教 育 費		千円 231,079
	4 高 等 学 校 費	231,079
歳 出 合 計		231,079

### 令和6年度宮崎県育英資金特別会計予算

令和6年度宮崎県の育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,992,188千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
13 繰越金		千円 3,982,552
	1 繰越金	3,982,552
14 諸収入		1,009,636
	3 貸付金元利収入	860,745
	7 雑入	148,891
歳入合計		4,992,188

歳 出

款	項	金額
10 教育費		千円 4,992,188
	1 教育総務費	4,992,188
歳出合計		4,992,188

### 令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算

（総 則）

第1条 令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 年間供給電力量 409,442,000kWh

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
<b>第1款 事業収益</b>	<b>4,850,372千円</b>
第1項 営業収益	4,472,248千円
第2項 附帯事業収益	82,392千円
第3項 財務収益	221,529千円
第4項 営業外収益	74,203千円
第5項 特別利益	0千円
支 出	
<b>第1款 事業費</b>	<b>7,298,857千円</b>
第1項 営業費用	6,718,615千円
第2項 附帯事業費用	73,509千円
第3項 財務費用	5,192千円
第4項 営業外費用	251,458千円
第5項 特別損失	200,083千円

第6項 予備費	50,000千円
収支残	<b>-2,448,485千円</b>

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,717,287千円は、減債積立金 79,947千円、建設改良積立金 1,182,000千円、過年度分損益勘定留保資金 2,375,508千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79,832千円で補てんするものとする。）。

<b>収 入</b>	
<b>第1款 資本的収入</b>	<b>70,142千円</b>
第1項 工事負担金	175千円
第2項 貸付金返還金	69,967千円
<b>支 出</b>	
<b>第1款 資本的支出</b>	<b>3,787,429千円</b>
第1項 建設改良費	3,607,422千円
第2項 企業債償還金	79,947千円
第3項 雑支出	60千円
第4項 予備費	100,000千円
収支残	<b>-3,717,287千円</b>

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

総額及び年割額

事業名	立花発電所同期用 遮断器取替工事	石河内第一発電所 計器用変圧器取替	<b>計</b>
-----	---------------------	----------------------	----------

年度	工事		
	千円	千円	千円
令和6年度	0	0	0
令和7年度	440	9,130	9,570
<b>計</b>	<b>440</b>	<b>9,130</b>	<b>9,570</b>

(2) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

総額及び年割額

事業名 年度	立花発電所同期用 遮断器取替工事	石河内第一発電所 計器用変圧器取替 工事	松尾ダム取水ロゲ ート電動機ほか購 入	計
	千円	千円	千円	千円
令和6年度	1,463	4,730	0	6,193
令和7年度	10,640	42,570	9,500	62,710
<b>計</b>	<b>12,103</b>	<b>47,300</b>	<b>9,500</b>	<b>68,903</b>

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 附帯事業費用
- (3) 財務費用
- (4) 営業外費用
- (5) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,144,941千円

(2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

(重要な資産の処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種類	名称	数量	処分の態様
道路 橋梁	渡川発電所取付道路 (日向市東郷町大字下三ヶ字下村)	一式	譲与

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

### 令和6年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算

（総 則）

第1条 令和6年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 給水事業所数 15社

（2） 年間総給水量 35,835,700m<sup>3</sup>

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
<b>第1款 事業収益</b>	<b>383,552千円</b>
第1項 営業収益	340,630千円
第2項 営業外収益	42,922千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
<b>第1款 事業費</b>	<b>454,098千円</b>
第1項 営業費用	442,856千円
第2項 営業外費用	5,242千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	6,000千円
<b>収 支 残</b>	<b>-70,546千円</b>

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 345,103千円は、借入金償還積立金60,000千円、建設改良積立金 263,000千円、過年度分損益勘定留保資金11,338千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,765千円で補てんするものとする。）。

収 入	
<b>第1款 資本的収入</b>	<b>1千円</b>
第1項 工事負担金	1千円
支 出	
<b>第1款 資本的支出</b>	<b>345,104千円</b>
第1項 建設改良費	275,104千円
第2項 借入金償還金	60,000千円
第3項 予備費	10,000千円
<b>収 支 残</b>	<b>-345,103千円</b>

（継続費）

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

総額及び年割額

事業名 年度	工業用水道施設浄 水場浸水対策工事	計
	千円	千円
令和6年度	11,000	11,000
令和7年度	0	0
<b>計</b>	<b>11,000</b>	<b>11,000</b>

(2) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

総額及び年割額

事業名 年度	工業用水道施設浄 水場浸水対策工事	計
	千円	千円
令和6年度	263,000	263,000
令和7年度	70,000	70,000
<b>計</b>	<b>333,000</b>	<b>333,000</b>

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 71,536千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

**令和6年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算**

（総 則）

第1条 令和6年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）年間施設利用者数 31,500人

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
<b>第1款 事業収益</b>	<b>23,521千円</b>
第1項 営業収益	21,959千円
第2項 営業外収益	1,562千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
<b>第1款 事業費</b>	<b>30,999千円</b>
第1項 営業費用	29,141千円
第2項 営業外費用	1,058千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	800千円
<b>収 支 残</b>	<b>-7,478千円</b>

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,974千円は、建設改良積立金

6,000千円、過年度分損益勘定留保資金12,537千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 437千円で補てんするものとする。 )。

収 入	
第1款 資本的収入	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	18,974千円
第1項 建設改良費	6,006千円
第2項 借入金償還金	9,968千円
第3項 予備費	3,000千円
収 支 残	-18,974千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 906千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

### 令和6年度宮崎県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度宮崎県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数                    1,193床
- (2) 年間患者数
  - 入 院                    336,813人
  - 外 来                    379,855人
- (3) 一日平均患者数
  - 入 院                    923人
  - 外 来                    1,563人
- (4) 主要な建設改良事業
  - 電子カルテシステム整備事業                    4,665,846千円
  - 県立宮崎病院がん医療機能高度化推進事業                    78,556千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
<b>第1款</b>	<b>病 院 事 業 収 益</b>	<b>42,599,038千円</b>
第1項	医 業 収 益	36,610,988千円
第2項	医 業 外 収 益	5,988,050千円
第3項	特 別 利 益	0千円

支 出		
<b>第1款 病院事業費用</b>		<b>44,215,573千円</b>
第1項 医 業 費 用		43,602,451千円
第2項 医 業 外 費 用		610,122千円
第3項 特 別 損 失		0千円
第4項 予 備 費		3,000千円
<b>収 支 残</b>		<b>-1,616,535千円</b>

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
<b>第1款 資本的収入</b>		<b>15,405,268千円</b>
第1項 企 業 債		7,764,500千円
第2項 一 般 会 計 負 担 金		2,640,768千円
第3項 一 般 会 計 借 入 金		5,000,000千円
支 出		
<b>第1款 資本的支出</b>		<b>12,548,460千円</b>
第1項 建 設 改 良 費		8,096,318千円
第2項 企 業 債 償 還 金		4,415,142千円
第3項 投 資		36,000千円
第4項 予 備 費		1,000千円
<b>収 支 残</b>		<b>2,856,808千円</b>

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良工事	千円 1,707,900	証書借入又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
資産購入	6,056,600			
計	7,764,500			

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 医 業 費 用

（2） 医 業 外 費 用

（3） 特 別 損 失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1） 職 員 給 与 費           19,420,036千円

（2） 交 際 費                   500千円

（他会計からの補助金）

第9条 病院事業運営費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、510,592千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、12,333,603千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	M R I 装置	1 式
施 設 備 品	電子カルテシステム	1
無 形 固 定 資 産	電子カルテシステム	1

令和6年2月16日提出

宮崎県知事 河 野 俊 嗣